

6 変更届出書の作成

■ 「変更届出書」の作成、記入要領等

免許を受けた宅地建物取引業者は、免許申請書に記載した事項について変更（50又は51ページの「届出事項」）があった場合、法第9条により**変更が生じた日から30日以内**に、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

◆ 届出の手順

| ← 30日 → |

【変更事項発生】 ⇒ （登記） ⇒ 【書類作成】 ⇒ 【届出】

※「変更年月日」とは、登記をした日ではなく、**議事録等で定めた変更日**をいう。

※登記が必要な場合は、先に登記を済ませること。

※主たる事務所住所地所管の土木事務所へ提出

■ 書類をそろえる

- 50又は51ページの「変更届等の必要書類一覧」の該当する届出事項（一覧表上部）にそって書類をそろえる。（個人業者と法人業者で添付書類等が異なるので留意すること。）
- 官公庁が発行する証明書類は、申請受付日現在で発行日から3か月以内のものを添付する。
- **正本1部、副本1部、控え1部**の合計3部を提出する。副本、控えはコピーで可（**土木事務所のコピー機は使用できません**）。

■ 記入方法

- 「変更届出書」（第一面）の届出者の欄は必ず記入する。
- 項番**11**から**41**については、変更があった項番のみ記入する。
- 取引士の登録をしている者は、専任の有無にかかわらず、登録番号欄に登録番号を記入する。
- 「50又は51ページの一覧表」の右端に、各書類の記載例説明ページ番号が記載されているので参照のこと。

■ 記入方法の例

- 取締役であった者が代表者（代表取締役）に就任する場合
①項番**12**代表者の変更（代表取締役就退任）が必要となる。
- 取締役でなかった者が代表者（代表取締役及び取締役）に就任する場合
①項番**12**代表者の変更（代表取締役就退任）
②項番**21**役員の変更（取締役就任）の両方必要となる。
- 代表取締役が2名以上になる場合
①項番**21**役員の変更（代表者ではない代表取締役を記入する）。
- 専任の取引士を変更する場合
取引士本人の勤務先の変更が伴う場合は、あわせて「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」（様式7号）により届出をさせること。
- 役員を変更する場合（履歴事項全部証明書）
「履歴事項全部証明書」（現在事項全部証明書では受付できません。）で変更した役員の就退任日が確認できない場合は、「閉鎖事項全部証明書」が必要。
- 役員の退任により取締役が1名となり、代表取締役ではなくなった場合
①項番**12**代表者の変更（役名コードの変更）
②項番**21**役員の変更（取締役の退任）の両方必要となる。